

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年3月1日（平成28年（行個）諮問第36号）

答申日：平成29年7月31日（平成29年度（行個）答申第75号）

事件名：本人の業務災害に関する労災給付に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成24年特定月日に被災した業務災害に関して、和歌山労働局と特定労働基準監督署が保有する労災給付に係る関係書類一切（レセプトを含む。但し既に開示されたものを除く）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、和歌山労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年10月7日付け和労基発第1007第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

和歌山労働局の部分開示（黒塗りの処分）を取り消していただきたい。請求は、全箇所を請求するが、その中でも、以下の部分について、私の思う所を述べさせていただきます。

ア 文書番号21（給付調査復命書③）の不開示部分である和基署発第83-87号の特定病院院長宛の意見書の提出依頼についての依頼事項1，上記労働者の傷病の状態から（以後，文章省略）2・1でタクシーを利用必要が有りの場合は，～（以後，文章省略）に対しての特定病院の医師の意見書及び和基署発第83-86号の特定病院院長宛の意見書の提出依頼についての依頼事項1・上記労働者の傷病の状態から～（以後，文章省略）2・1でタクシーを利用必要が有りの場合は，～（以後，文章省略）3・その他参考となる事項に対しての特定

病院の医師よりの意見書であり、それを特定労働基準監督署の調査係の方が調査内容してまとめたものだと思います。

イ 上記アに関して、審査請求理由の私の思う所をのべさせていただきます。

和歌山労働局開示担当の特定職員名によると、上記アに関しては、医師の意見ではなく、医師の考えと感じたので、考えに関しては、黒塗りの処分としたとの事ですが、私としては、真っ黒に塗りつぶしている部分に何が書いているのか全くわからず、医師は私に対して見せられない様な真っ黒に塗りつぶさないといけない事が書いてあるのかと、医師に対して不信感が募るばかりです。

そして、和歌山市という土地柄、大きい病院はそんなに数多くない状況の中で、医師に対して不信感を抱いたままこれから高齢になり、病院に通院する機会も増えるにあたり、とても不安を覚えています。

これから、年を重ねるにしたがって、医師には、時に命も預けないといけない運命にある患者にとって、医師が書いた意見書の内容の文章を真っ黒に塗りつぶされる事によって、医師への信頼関係をも左右する重大な意味となってきます。

以上の理由から、上記アは、私に対して開示するべきと主張します。
ウ 次に、文書番号20（給付調査復命書②）に関して、私の審査請求理由の思う所をのべさせていただきます。この文書の中には、就業先担当の社会保険労務士の方の私の給与に関する3月分の給与計算の書類かと思われませんが、開示されている部分には、交通費の記載がありません。非開示の3箇所に関して、タイトルが記載されているのか、交通費は含まず記載していますとされているのか、一番下の非開示箇所に関して、交通費は含まれていないと記載されているのか、黒く塗りつぶされているのか私には、全くわかりません。

給付日額の計算するにあたって、3月分の給与には、交通費も含まれての計算となっているため、このファックスを特定労働基準監督署から社労士に依頼した依頼書も保有個人情報の写しに無かった為、具体的にどこまで特定労働基準監督署に社労士が報告された書類かも不明です。

以上の様な理由から私に対して開示するべきと主張します。

エ なお、上記アに関しては、和歌山労働局の開示担当の特定職員名によると、特定病院名の医師に意見書の内容の黒塗りをされる様に依頼された訳ではないとの事です。

ですので、上記アに関して、私の心中を察していただき、特定病院名の医師に私が、黒塗りの部分を開示要求しているとの旨は、医師には、一切伝える事なく、審査していただく様にお願い申し上げます。

す。

(2) 意見書

諮問庁より理由説明書を送付していただいた上で追加意見を述べさせていただきます。

上記(1)で述べさせていただいた中で、私が、特に述べさせていただきたいとさせていただいた上記(1)アについてですが、諮問庁の理由説明書として法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当であると、ありますが、法14条2号のただし書きハの「人の生命、健康、生活又は、財産を保護する為、開示する事が必要であると認められる情報」にあてはまると思います。

上記(1)でも述べさせていただいたとおり、医者の意見書の中の意見の部分が真っ黒に塗りつぶされており、全く何を書いているのか不明なため、生活、健康にも害を及ぼす可能性があると考えます。

医師の思いや考えに関わる部分は、不開示にする場合もあると考えるならば、今回添付した諮問庁文書番号19の5頁の和療様式第3号別紙番号21ですが、各欄における症状の経過等には、医師の考えが含まれている上に、私からすると、欄からはみ出してしまう程のかなり細かい描写まで記入されており、他にも本人が読みあまりいい気分がしない部分もあると判断しますが、文章は開示されています。ただ、これが本来の情報公開と判断します。

そして一方、上記(1)アについては、タクシーの支通費が出るか否かのみが問題の医師意見書の情報開示にも関わらず、医師の文章を真っ黒に塗りつぶす必要があるのか、諮問庁の理由説明書、3理由(2)ア、法14条2号不開示情報(イ)の文中に記載されているような個人の権利利益を害するおそれがあるというそんなひどい事が書かれてあるのか疑問が残ります。

法律に則って個人情報開示をされるのが基本の姿勢なのかもしれませんが、上記にも述べさせていただいたとおり、基準があいまいだと思います。

ちなみに、今回意見書に添付した諮問庁文書番号19、5頁の和療様式第3号別紙番号21の症状の経過に記入されている特定病院名の医師からの紹介状は、特定病院名神経内科宛です。神経内科から同病院の麻酔科(ペインクリニック)への紹介となり、同病院麻酔科にて治療を行いました。

そして、私が上記(1)アに関しても、諮問庁の理由説明書の別表は、文書番号20給付調査復命書②、2頁社労士氏名、電話番号、FAX番号部分との事ですが、不開示の部分は6カ所あるように思います。一枚

の用紙に複数回氏名，電話番号，FAX番号を記入しているかも疑問の残る所です。資料のタイトル及び給与に関する事などが含まれているのではないかと，真っ黒に塗りつぶされている為，判断が付きません。

また，私が，意見書を提出するにあたり，新たに添付させていただいた諮問庁文書番号21，15頁（特定病院名），21頁（特定病院名），29頁（特定病院名）それぞれの病院の平成24年特定月から～平成25年特定月の受診日一覧ですが，病院によって，院長名，病院印まで開示されていたり，病院印だけ不開示になっていたりとさまざまです。

病院の種類によって公開する程度が違っているのかどうかも，原処分庁，和歌山労働局の特定職員名からは，説明はなかったように思います。なの，何を基準にされているかも不明で納得いきません。

また，特定病院名の平成24年特定月の通院日数が計何回通院したかが，真っ黒になっており，訂正した日数がよくわかりません。

他の資料で実通院日数が9日ではないかと判断出来ましたが，この月は特定病院名側のレセプトの記入ミスで，レセプトが10日になっており，和歌山労働局からは，病院に治療費を1日分多く払いすぎており，私が和歌山労働局に平成27年特定月に個人情報訂正請求を出すまでの，事故から3年半の間，多く払いすぎている事に気づかなかったようです。

たまたま，他の資料で判断できましたが，訂正印を不開示にするため，訂正した文字がわからなくなる程，真っ黒に塗りつぶしてしまう必要は無いと思います。

長々と書いてしまい，趣旨がぼやけてしまっている様ですが，和歌山労働局の部分開示（黒塗りの部分）を取り消していただきたい。

請求は，全箇所を請求するが，その中でも特に上記（1）ア及びウに関しては，思う所があるので，特に審査請求にて開示を要求します。また，審査請求の結果，不開示となるならば，理由を明確にわかりやすくしていただきたいという事に変わりはありません。

ここに書いている事は真実です。やましい事は何もありません。ただ，上記（1）の最後にも書かせていただいたように，和歌山市という土地柄，大きい病院は特定病院名の2つくらいしかなく，整形外科の個人病院も特定病院名以外あまりなく，これから高齢になり病院に通院する機会も増えるなか，医師の意見書に対して審査請求をあげていると知られると，医師も人間である以上あまり快く思わない可能性も大きく考えられるので，特定病院名2件それぞれの医師及びこれに関わる病院，また医師には，私が，黒塗りの部分を開示請求しているとの旨は，一切伝える事無く審査していただきたくお願い申し上げます。

尚，諮問庁の理由説明書の文書ナンバーについては，私の元に渡されている和労発基1007第4号の開示資料には，文書ナンバーのナンバ

リングも、ページ数の記載もされていません。

意見書を提出するにあたり、添付する資料の必要な部分のみ問い合わせさせていただき文書ナンバーを教えていただいた次第です。

開示決定書を送付いただく場合等、諮問庁の文書ナンバーにて、お返事を頂いても不明なため、お手数で申し訳ございませんが、文書ナンバーが不明でも、開示決定箇所がわかるよう送付いただきますよう、よろしくをお願いします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成27年9月14日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、「私が平成24年特定年月日に被災した業務災害に関して、和歌山労働局と特定労働基準監督署が保有する労災給付に係る関係書類一切（レセプトを含む。但し既に開示されたものを除く）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成27年10月7日付け和労発基1007第4号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年11月30日付け（同年12月2日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「3 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人が、平成24年特定月日に被災した業務災害に関して和歌山労働局と特定労働基準監督署が保有する労災給付に係る関係書類一切である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、4の②、5の②、6の②、7の②、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②、19の②、20の②、21の②及び25の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本

文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号21の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の①、2の①、4の①、5の①、6の①、7の①、8の①、9の①、10の①、11の①、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18の①、19の①、20の①及び21の①の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号21の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年3月1日付け厚生労働省発基0301第3号により諮問した平成28年(行個)諮問第36号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表の不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②及び③、2の②、4の②及び③、5の②及び③、6の②及び③、7の②及び③、8の②及び③、9の②及び③、10の②及び③、11の②及び③、12の②及び③、13の②及び③、14の②及び③、15の②及び③、16の②及び③、17の②及び③、18の②、19の②、20の②及び③、21の②並びに25の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の①、2の①、4の①、5の①、6の①、7の①、8の①、9の①、10の①、11の①、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18の①、19の①、20の①及び21の①の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが

妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の③、4の③、5の③、6の③、7の③、8の③、9の③、10の③、11の③、12の③、13の③、14の③、15の③、16の③、17の③及び20の③の不開示部分は、特定事業場が委託した社会保険労務士の氏名、電話番号の記載及び印影等に関する情報であり、委託した社会保険労務士の氏名等が明らかになった場合には、当該社会保険労務士の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないことから、当該情報は14条3号イにも該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)		
			2号	3号 イ	7号
1	療養(補償)給付たる療養の費用請求書等①	② 3頁医師印影部分、4頁「災害発生的事实を確認した者」職名、氏名部分、5頁医師印影部分	○		
		③ <u>4頁社会保険労務士記載欄の氏名、電話番号、印影部分</u>	○	○	
4	休業支給決定決議書等①	② 3頁の医師の署名、印影部分	○		
		③ <u>4頁の社会保険労務士記載欄の氏名、電話番号、印影部分</u>	○	○	
5	休業支給決定決議書等②	② 3頁医師の署名、印影部分、4頁第三者氏名部分	○		
		③ <u>4頁社会保険労務士記載欄の氏名、電話番号、印影部分</u>	○	○	

6	休業支給決定決議書等③	② 3 頁医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
7	休業支給決定決議書等④	② 3 頁医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
8	休業支給決定決議書等⑤	② 3 頁事業主の署名，医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
9	休業支給決定決議書等⑥	② 3 頁事業主の署名，医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
10	休業支給決定決議書等⑦	② 5 頁事業主の署名，医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁及び 6 頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
11	休業支給決定決議書等⑧	② 3 頁事業主の署名，医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
12	休業支給決定決議書等⑨	② 3 頁医師署名，印影部分	○		
		③ 4 頁社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	

1 3	休業支給決定決議書等⑩	② 3 頁事業主の署名，医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
1 4	休業支給決定決議書等⑪	② 3 頁事業主の署名，医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
1 5	休業支給決定決議書等⑫	② 3 頁の事業主の署名，医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
1 6	休業支給決定決議書等⑬	② 3 頁医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
1 7	休業支給決定決議書等⑭	② 3 頁医師の署名，印影部分	○		
		③ 4 頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号，印影部分	○	○	
2 0	給付調査復命書②	② 1 頁第三者氏名部分，4 頁ないし 7 頁不開示部分全て，8 頁負傷年月日の記載部分，第三者氏名部分	○		
		③ 1 頁社労士氏名部分，2 頁社労士氏名部分，電話番号，FAX 番号部分	○	○	

※ 文書番号1の③は、頁数に誤植があり、当審査会で修正している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------------------------|
| ① | 平成28年3月1日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月22日 | 審議 |
| ④ | 同年4月22日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年5月25日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年6月16日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年7月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成24年特定月日に被災した業務災害に関して、和歌山労働局と特定労働基準監督署が保有する労災給付に係る関係書類一切（レセプトを含む。但し既に開示されたものを除く）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号25に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による障害補償給付の支給に関する処分の取消しを求めるとして、和歌山労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）に対して労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、本件開示決定（平成27年10月7日）以前の平成26年8月27日付けで労災保険審査官による決定がなされ、審査請求人へ当該決定書（以下「決定書」という。）が送付されているとのことであった。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが、本件開示決定以前の平成27年3月11日付けで送付されているとのことであった。

そうすると、審査請求人は、本件開示決定以前に、決定書及び事件プリントの記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書及び事件プリントの内容も踏まえることとする。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の6欄に掲げる部分）について

ア 通番B2，通番B5ないしB19，通番B21及び通番B25の別表の6欄に掲げる部分について

当該部分は、医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、事件プリントにおいて既に開示されている情報と同一の内容であり、同号ただし書イの慣行として審査請求人が知ることができる情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番A1，通番A2，通番A4ないしA18及び通番A20の別表の6欄に掲げる部分について

当該部分は、事業場の印影であり、事件プリントにおいて既に開示されている情報と同一の内容であり、審査請求人が知り得るものであり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番C20のうち2頁のFAX番号部分

当該部分は、FAX送信票のFAX欄に記載された特定労務管理事務所に関するFAX番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報ではなく、法14条2号には該当しない。また、原処分で開示されている同票の上段に印字されている番号と同じであることから、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは生じない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その他の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番B1，通番B4，通番B5，通番B8ないしB11，通番B13ないしB15，通番B19及び通番B21の不開示部分について

a 通番 B 1 の 4 頁の「災害発生の事実を確認した者」の職名及び氏名部分、通番 B 5 の 4 頁及び通番 B 1 9 の 1 頁の第三者氏名部分は、審査請求人以外の職氏名の記載であり、それぞれ法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分は、医師の署名及び印影並びに特定事業主の署名であり、それぞれ法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 B 2 0 の不開示部分について

通番 B 2 0 の 1 頁は審査請求人以外の第三者の氏名、4 頁ないし 7 頁は出勤簿における審査請求人以外の第三者の氏名及び出勤状況、8 頁は審査請求人以外の第三者の氏名とその負傷年月日の記載である。

当該部分は、それぞれ一体として、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

部分開示について検討すると、第三者の氏名は、個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

その余の部分である、4 頁ないし 7 頁の出勤状況、8 頁の負傷年月日の記載は、一般的に他人に知られたくない情報であり、かつ、

関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

以上のことから、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番A19及び通番A21には、事業場印が押印されている。当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号イ該当性について

通番C1、通番C4ないしC17及び通番C20には、社会保険労務士の氏名、電話番号及び印影が記載されている。

当該部分は、審査請求人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業を営む個人が特定事業主との間で委任契約を締結していること等が明らかとなり、当該事業を営む個人の取引関係、顧客確保の面において、同業他者との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書きの該当性について

通番D21には、労働基準監督署の担当官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容、又は労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されている。

これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、上記第2の2(1)審査請求書のウにおいて、文書番号20(給付調査復命書②)の2頁の特定箇所につき黒く塗りつぶされており内容が分からないと主張しているが、該当箇所は労務管理事務所のFAX送信票の様式(デザイン)であり、当該文書については、原処分において、担当、電話及びFAXの各欄以外は開示されている。
- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象 文書名	3 原処分において不 開示とされている部分	4 通 番	5 不開示情報 (法14条該当 号)			6 開 示 す べ き 部 分
				2号	3号 イ	7号 柱書 き	
1	療養（補償）給付 たる療養 の費用請 求書等①	① 3頁及び4頁の事 業場印影部分	A 1		○		全て開 示
		② 3頁の医師印影部 分，4頁の「災害発生 の事実を確認した者」 職名及び氏名部分並び に5頁医師印影部分	B 1	○			
		③ 4頁の社会保険労 務士記載欄の氏名，電 話番号及び印影部分	C 1	○	○		
		④ 6頁の第三者氏名 部分及び印影部分		新たに開示			
2	療養（補償）給付 たる療養 の費用請 求書等②	① 3頁の事業場印影 部分	A 2		○		全て開 示
		② 3頁の医師の署名及 び印影部分	B 2	○			全て開 示
3	療養（補償）給付 たる療養 の費用支 給決定決 議書	—					
4	休業支給 決定決議 書等①	① 3頁及び4頁の事 業場印影部分	A 4		○		全て開 示
		② 3頁の医師の署名 及び印影部分	B 4	○			
		③ 4頁の社会保険労 務士記載欄の氏名，電 話番号及び印影部分	C 4	○	○		

5	休業支給 決定決議 書等②	① 3頁及び4頁の事業場印影部分	A 5		○		全て開示
		② 3頁の医師の署名及び印影部分並びに4頁の第三者氏名部分	B 5	○			3頁医師の署名及び印影部分
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名, 電話番号及び印影部分	C 5	○	○		
6	休業支給 決定決議 書等③	① 4頁の事業場印影部分	A 6		○		全て開示
		② 3頁の医師の署名及び印影部分	B 6	○			全て開示
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名, 電話番号及び印影部分	C 6	○	○		
7	休業支給 決定決議 書等④	① 3頁及び4頁の事業場印影部分	A 7		○		全て開示
		② 3頁の医師の署名及び印影部分	B 7	○			全て開示
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名, 電話番号及び印影部分	C 7	○	○		
8	休業支給 決定決議 書等⑤	① 3頁及び4頁の事業場印影部分	A 8		○		全て開示
		② 3頁の事業主の署名並びに医師の署名及び印影部分	B 8	○			3頁医師の署名及び印影部分
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名, 電話番号及び印影部分	C 8	○	○		
9	休業支給 決定決議 書等⑥	① 3頁及び4頁の事業場印影部分	A 9		○		全て開示
		② 3頁の事業主の署名	B 9	○			3頁医

		名並びに医師の署名及び印影部分					師の署名及び印影部分
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号及び印影部分	C 9	○	○		
1 0	休業支給 決定決議 書等⑦	① 3頁，4頁，5頁及び6頁の事業場印影部分	A 1 0		○		全て開示
		② 5頁の事業主の署名並びに医師の署名及び印影部分	B 1 0	○			5頁医師の署名及び印影部分
		③ 4頁及び6頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号及び印影部分	C 1 0	○	○		
1 1	休業支給 決定決議 書等⑧	① 3頁及び4頁の事業場印影部分	A 1 1		○		全て開示
		② 3頁の事業主の署名並びに医師の署名及び印影部分	B 1 1	○			3頁医師の署名及び印影部分
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号及び印影部分	C 1 1	○	○		
1 2	休業支給 決定決議 書等⑨	① 3頁及び4頁の事業場印影部分	A 1 2		○		全て開示
		② 3頁の医師の署名及び印影部分	B 1 2	○			全て開示
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号及び印影部分	C 1 2	○	○		
1	休業支給	① 3頁及び4頁の事	A 1 3		○		全て開

3	決定決議書等⑩	業場印影部分					示
		② 3頁の事業主の署名，並びに医師の署名及び印影部分	B 1 3	○			3頁医師の署名及び印影部分
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号及び印影部分	C 1 3	○	○		
1 4	休業支給決定決議書等⑪	① 3頁及び4頁の事業場印影部分	A 1 4		○		全て開示
		② 3頁の事業主の署名並びに医師の署名及び印影部分	B 1 4	○			3頁医師の署名及び印影部分
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号及び印影部分	C 1 4	○	○		
1 5	休業支給決定決議書等⑫	① 3頁及び4頁の事業場印影部分	A 1 5		○		全て開示
		② 3頁の事業主の署名並びに医師の署名及び印影部分	B 1 5	○			3頁医師の署名及び印影部分
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号及び印影部分	C 1 5	○	○		
1 6	休業支給決定決議書等⑬	① 3頁及び4頁の事業場印影部分	A 1 6		○		全て開示
		② 3頁の医師の署名及び印影部分	B 1 6	○			全て開示
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名，電話番号及び印影部分	C 1 6	○	○		
1	休業支給	① 3頁及び4頁の事	A 1 7		○		全て開

7	決定決議書等⑭	業場印影部分					示
		② 3頁の医師の署名及び印影部分	B 1 7	○			全て開示
		③ 4頁の社会保険労務士記載欄の氏名, 電話番号及び印影部分	C 1 7	○	○		
1 8	給付調査復命書①	① 4頁の事業場印影部分	A 1 8		○		全て開示
		② 2頁の医師の署名及び印影部分	B 1 8	○			全て開示
1 9	補償給付調査復命書	① 3頁の印影部分	A 1 9		○		
		② 1頁の第三者氏名部分, 2頁の医師の署名及び印影部分並びに5頁の医師の署名及び印影部分	B 1 9	○			2頁及び5頁医師の署名及び印影部分
		③ 3頁の第三者職氏名部分			新たに開示		
2 0	給付調査復命書②	① 8頁の事業場印影部分	A 2 0		○		全て開示
		② 1頁の第三者氏名部分, 4頁ないし7頁の不開示部分全て並びに8頁の負傷年月日の記載部分及び第三者氏名部分	B 2 0	○			
		③ 1頁の社労士氏名部分並びに2頁の社労士氏名部分, 電話番号及びFAX番号部分	C 2 0	○	○		2頁のFAX番号部分
2 1	給付調査復命書③	① 20頁ないし23頁の印影部分	A 2 1		○		
		② 14頁及び15頁の医師の印影部分, 16頁の医師の署名及び印影部分並びに24頁	B 2 1	○			16頁医師の署名及び印影

		の医師の署名及び印影部分					部分
		③ 3頁及び4頁の不開示部分, 16頁の「依頼事項に係る意見」欄3行目11文字目ないし8行目及び9行目12文字目ないし最終文字並びに24頁の「依頼事項に係る意見」欄の不開示部分	D 2 1	○		○	
		④ 20ないし23頁の第三者職氏名部分		新たに開示			
2 2	レセプト ①	—					
2 3	レセプト ②	—					
2 4	レセプト ③	—					
2 5	労災リハビリテーション評価計画書	医師の署名部分	B 2 5	○			全て開示

※ 文書番号1の③は、頁数に誤植があり、当審査会で修正している。